
令和6年 第3回(定例)高鍋町議会会議録(第5日)

令和6年9月24日(火曜日)

議事日程(第5号)

令和6年9月24日 午前10時00分開議

- 日程第1 認定第1号 令和5年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について
- 日程第2 議案第50号 令和5年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第3 議案第51号 令和5年度高鍋町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第4 認定第2号 令和5年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第5 認定第3号 令和5年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第6 認定第4号 令和5年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第7 認定第5号 令和5年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第8 認定第6号 令和5年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第9 認定第7号 令和5年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第10 認定第8号 令和5年度高鍋町水道事業会計決算について
- 日程第11 認定第9号 令和5年度高鍋町下水道事業会計決算について
- 日程第12 議案第52号 町道認定路線の廃止及び町道路線の認定について
- 日程第13 議案第54号 高鍋町手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第14 議案第55号 令和6年度高鍋町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第15 議案第53号 高鍋町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第16 議案第56号 令和6年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第57号 令和6年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第58号 令和6年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第59号 令和6年度高鍋町下水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議員派遣の件
- 日程第21 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第22 閉会中における議会運営委員会活動について
- 日程第23 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 認定第1号 令和5年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について
- 日程第2 議案第50号 令和5年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第3 議案第51号 令和5年度高鍋町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第4 認定第2号 令和5年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第5 認定第3号 令和5年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第6 認定第4号 令和5年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第7 認定第5号 令和5年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第8 認定第6号 令和5年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第9 認定第7号 令和5年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第10 認定第8号 令和5年度高鍋町水道事業会計決算について
- 日程第11 認定第9号 令和5年度高鍋町下水道事業会計決算について
- 日程第12 議案第52号 町道認定路線の廃止及び町道路線の認定について
- 日程第13 議案第54号 高鍋町手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第14 議案第55号 令和6年度高鍋町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第15 議案第53号 高鍋町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第16 議案第56号 令和6年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第57号 令和6年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第58号 令和6年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第59号 令和6年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議員派遣の件
- 日程第21 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第22 閉会中における議会運営委員会活動について
- 日程第23 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

出席議員（13名）

- | | | | |
|------|--------|------|--------|
| 1 番 | 日高 正則君 | 2 番 | 森崎 英明君 |
| 3 番 | 橋 重文君 | 5 番 | 春成 勇君 |
| 6 番 | 兒玉 秀人君 | 8 番 | 田中 義基君 |
| 10 番 | 森 弘道君 | 11 番 | 加藤 秀文君 |

12番 榎原 富子君

13番 松岡 信博君

14番 緒方 直樹君

15番 古川 誠君

16番 永友 良和君

欠席議員（１名）

7 番 中村 末子君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 徳永 恵子君

事務局長補佐 永友 優一君

議事調査係長 宮本 敦子君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 黒木 敏之君

副町長 …………… 小山 圭一君

教育長 …………… 奥村 昌美君

総務課長兼選挙管理委員会事務局長 …………… 横山 英二君

財政経営課長 …………… 野中 康弘君

建設管理課長 …………… 芥田 賢治君

農業政策課長 …………… 飯干 雄司君

農業委員会事務局長 …… 杉 英樹君

地域政策課長 …………… 山下 美穂君

危機管理課長 …………… 宮越 信義君

会計管理者兼会計課長 …………… 鳥取 和弘君

町民生活課長 …………… 日高 茂利君

健康保険課長 …………… 井戸川 隆君

福祉課長 …………… 杉田 将也君

税務課長 …………… 濱本 生代君

上下水道課長 …………… 渡部 忠士君

教育総務課長 …………… 岩佐 康司君

社会教育課長 …………… 濱本 明俊君

午前10時00分開議

○議長（永友 良和） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

日程第 1. 認定第 1 号

○議長（永友 良和） 日程第 1、認定第 1 号令和 5 年度高鍋町一般会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

本件は、一般会計決算審査及び特別会計等決算審査並びに特別会計等予算及び条例審査特別委員会に付託されておりましたので、特別委員会委員長の議案審査結果報告を求めます。委員長、古川誠議員。

○一般会計決算審査及び特別会計等決算審査並びに特別会計等予算及び条例審査特別委員会

委員長（古川 誠君） 15番。令和6年第3回定例会におきまして、一般会計決算審査及び特別会計等決算審査並びに特別会計等予算及び条例審査特別委員会に付託されました議案は、議案第50号令和5年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議案第51号令和5年度高鍋町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、認定第1号令和5年度高鍋町一般会計歳入歳出決算についてほか、認定が9件、議案第53号高鍋町国民健康保険条例の一部改正について、議案第56号令和6年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）ほか、特別会計補正予算が4件の16件です。

審査は9月11日から19日中の6日間、第1会議室において1名欠席議長除く13名の委員出席、担当課長はじめ職員、要点筆記事務局2名参加の下、行いました。

なお説明資料を基に詳細説明を受け、委員より質疑が多くありましたが、その一部を報告することを御了承ください。

それでは、まず、認定第1号令和5年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について、審査の経過及び結果の報告を行います。

まず、財政経営課です。

最初に令和5年度決算の概要の説明を受け、歳入、地方交付税、普通交付税は、昨年度と比較して1.1%減、特別交付税は2.1%の減、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は16%減、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を図るために新たに交付されたものです。

再編関連訓練移転等交付金は17.5%の増、土地売却収入は町有地3件を払い下げたもの、財政調整基金繰入金は316.1%の増で、7,354万円、ふるさとづくり基金繰入金は26.9%の増で、約5億円の繰入となっております。

その他、歳出、委託料、各委託料、利用料、システム使用料、旧教育委員会建物解体工事などの説明を受け、委員から再編関連訓練移転等交付金が増えている要因はとの質疑に、交付金は新田原基地で実施された日米共同訓練の規模などを基に算定されるもので、増えた要因は訓練規模が大きくなったことによるものと考えられるとの答弁でした。

次に、地域政策課です。

歳入、県支出金は、地域交通機関運行維持対策補助金、未来へ駆ける市町村地域づくり総合支援事業補助金、デマンド交通システム導入支援補助金、宮崎県ひなた暮らし実現応援事業補助金、プレミアム付商品券等発行事業補助金などです。まち・ひと・しごと創生寄附金は、企業版ふるさと納税による寄附で、2件の寄附をいただき、令和5年度のふるさと納税寄附金は8億3,112万円でした。

歳出は、広報たかなべ、地域おこし協力隊、空き家バンク、高鍋駅舎改修、高校支援等。

商工業振興費は、宮崎キャノンの調整池修繕費用、餃子のまち高鍋推進協議会への補助金創設等により増額。

ほかeスポーツ教室運営、デマンド交通に係る業務委託などの詳しい説明を受け、質疑に入り、委員から、令和4年度と比べて大きく変わった事業はとの質疑に、RVパークを

補助金を活用し、スマート機器に更新したことで、予約から決算までスマートフォンで完結するようになったため、利便性が向上し、利用者の増加につながったとの答弁でした。

次に、農業政策課です。

歳出、新型コロナウイルス感染症対策費は、物価高騰対策として国が実施した肥料価格高騰対策事業に県と町が上乗せして支援するもので、対象者は167名。畜産費、豚熱ワクチン補助金は、佐賀県で豚熱感染が確認されたため、5年度からワクチン接種に関する補助制度を創設したものの。

一ツ瀬川土地改良事業費、国営土地改良事業基金積立金は、一ツ瀬川土地改良区からの分配金を基金に積み立てるもの。源泉施設管理費は薬品注入施設改修、揚湯管取り替えなどを実施したことによる増。地域計画策定費は10年後を見据えてどのように農業を進めていくかを、農業者や地域の人々が話し合い策定する未来の農地利用の姿を明確化した地域計画策定に要する経費です。

その他、災害復旧工事や歳入の説明を受け、質疑に入り、委員から、一ツ瀬川土地改良区からの歳入があるが、令和6年度以降の町としての事業対応の考えはとの質疑に、先日、一ツ瀬川農業水利事業所から事業費の提出があり、高鍋町としては、令和7年度の当初予算から積立ての予算計上を行いたいとの答弁でした。

次に、農業委員会事務局です。

歳入は、農林水産手数料、農林水産業費県補助金、農林水産業受託事業収入。

歳出は、農業委員、最適化推進委員の報酬、職員の給与、負担等です。

また、令和5年度は、老瀬地区の経営体育成基盤整備事業の関係で、農地中間管理事業も含めた農業経営基盤強化促進法の利用権設定の実績は、前年度比の約2倍の179件、643筆となりました。

質疑に入り、委員から、今回非農地判断した16件は今後どのような手続を行うのかとの質疑に、農業委員会から通知文書を送り登記地目の変更を求めている。追跡調査も行っているが、現状2割程度しか変更されていないとの答弁でした。

次に、建設管理課です。

歳入、使用料は自動車等駐車場利用料、住宅使用料など。雑入は、令和3年度火災の共済金など。

歳出、道路維持、町道維持整備工事は現年分が10件、過年度分が1件。町単独事業改良事業は、現年分が5件、過年度分が2件。社会資本整備総合交付金事業に伴う工事は、現年分が5件、過年度分が2件。防衛施設周辺道路改修等事業に伴う工事は、茂広毛平付・高岡線道路改良事業です。

ほか、令和5年度の事業として、蚊口海浜公園オートキャンプ場改修工事、舞鶴公園園路改修工事、小丸団地、舞鶴団地の火災復旧工事などの説明を受け、質疑に入り、委員から、東光寺・鬼ヶ久保線の今後の計画はとの質疑に、今年説明会を行い、新たな線形で地域の方に了解をいただいたので、その新たな線形で詳細設計、用地交渉などを行い、今後

工事を進めていくとの答弁でした。

次に、町民生活課です。

まず、戸籍及び住民基本台帳事務に係る経費は、制度改正等に伴う定期的なシステム改修や保守等の委託料、システム借上料が主な支出で、令和５年度は、住基ネットワークシステム用サーバーのメモリ増設改修を行いました。

次に、環境保全対策等に要した経費の主なものは、西都児湯環境整備事務組合負担金等ですが、不法投棄防止対策事業については、会計年度任用職員２名による巡回監視や回収を実施したほか、不法投棄が続く箇所の環境整備や啓発看板設置等により、不法投棄の抑制に努めました。

また、令和５年度は、町指定ゴミ袋の製造及び販売委託料が減少となった一方で、一般廃棄物の収集や処理に係る経費が増加しております。

質疑に入り、委員から、ヤンバルトサカヤスデの研究の成果はとの質疑に、目に見えて成果が出ているとまでは言えないが、検証を継続していくことが大事だと考えているとの答弁でした。

次に、上下水道課です。

歳入は、合併処理浄化槽施設整備事業補助金等。

歳出は、合併処理浄化槽転換への補助金ほか、都市下水道管理手数料、下水道事業特別会計繰出金等です。

説明を終了し、質疑を求めましたが、質疑はありませんでした。

次に、税務課です。

令和５年度の町全体の歳入につきましては、町税、町民税、軽自動車税、町たばこ税については減収となりましたが、課税免除終了企業に対する課税額の増及び太陽光施設設備の増が主な要因で、固定資産税が増収となったため、前年度比８．１％の増となりました。収納率につきましては、滞納繰越額を含めた町税全体９７．０１％で、ここ数年は横ばいで推移しております。

質疑に入り、委員から、不納欠損額が増加している理由はとの質疑に、調査をした結果、財産がない等の判断で執行停止したものなので、適正に処理した結果だと御理解いただければとの答弁でした。

次に、総務課、選挙管理委員会です。

歳入増の要因は、県議会議員選挙に伴う委託金、住宅土地統計調査委託金、会計年度任用職員の雇用保険料が増えたことなどです。

歳出、マイナポイント事業は、マイナンバーカードを取得した後に、マイナポイントの申請方法が分からないパソコンやスマートフォンを持っていない方などを対象にした窓口を開設し、必要な情報提供を行い、開設期間の相談件数は９，１１７件です。

新規事業、スマホ市役所サービス運用事業は、ＬＩＮＥアプリを活用し、町政情報の提供や特定の手続をオンラインで済ませることができる環境を構築し、町民の皆さんが役場

に出向かなくてもワンストップで町政情報を取得できたり、必要な手続を完了させたりできるなど、時間や場所の制約を受けずにサービスを受けることができるようになりました。

その他、新規事業、住宅・土地統計調査費などの説明を受け、質疑に入り、委員から、LINEアプリの登録者数と運用状況はとの質疑に、登録者数は約5,000人だが、アプリを入れた後、ブロックをされている方もいるので、配信方法や使えるサービスを増やすなど考えていきたいとの答弁でした。

次に、危機管理課です。

消費者行政推進事業は、消費生活相談の充実をはじめ、消費生活情報の提供や啓発活動を実施し、消費者トラブルの早期発見や消費者トラブルに対する啓発を図ることができました。

防犯パトロールカー更新事業は助成金を利用し、新規車両へ更新し、交通安全対策の推進を進めるとともに、地域の見守りなど地域住民の安全安心の向上を図ることができました。

その他、消防資機材等整備事業や地域防災力向上促進事業などの説明を受け、質疑に入り、委員から、町内の消費者トラブルの相談で多いものはとの質疑に、化粧品や健康食品の通信販売でトラブルが多いということでしたので、皆さんもお気をつけください。

次に、健康保険課です。

まず、地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金は、介護施設等における防災・減災に対する補助金で、町内のグループホーム事業者が非常用発電施設設備を設置することに対する補助金で、財源は国100%です。

次に、自殺対策推進費は、第2期高鍋町自殺対策計画を策定。

健康づくりセンター費は、施設の老朽化により修繕料が増加。

また、令和5年度の新規事業といたしまして、東西小学生を対象に、オリンピック・パラリンピアンによる運動の楽しさ、すばらしさを実感する講座、相手の心に火をつける伝え方の講座を実施しました。

その他、繰出金、委託金、救急医療体制に係る経費、予防接種事業費などの説明を受け、質疑に入り、委員から、子宮経がんワクチンの接種者が増えているが、啓発はどのようにしているのかとの質疑に、対象者に案内を送付しているほか、学校でも啓発を行っている。令和5年度は、キャッチアップ接種者も155名と多くの方に受けていただいたとの答弁でした。

次に、福祉課です。

まず、重層的支援体制整備事業は、分野属性をまたいだ行政内、社協内、様々な関係機関や地域におけるボランティア等と共同を進め、これまで支援の届かなかった制度のはざまを埋めていくための体制の整備、事業の連携、創出を図っていると説明。

住民税非課税世帯に対する緊急支援給付金は、電力、ガスをはじめエネルギー・食料価格等の高騰による負担を軽減するため、住民税非課税世帯1世帯当たり3万円と支援枠を

拡大し、追加で7万円を給付するもの。

障がい者計画策定業務委託は、高鍋町障がい者計画、高鍋町障がい福祉計画、高鍋町障がい児福祉計画を策定したもの。

子どもの居場所支援事業委託は、まちなかコラボに係る事業で、令和5年度は254日開所し、通所児童生徒数は延べ956人、毎月1回のこども食堂は延べ529人の参加となりました。

児童福祉施設費の支援センター費は、令和5年10月2日から、わかば保育園内に地域子育て支援センターを開始し、半年間の利用実績は、大人451名、子ども544名の計995人でした。保育園等に通っていない在宅親子の新たな居場所として、育児の仲間づくりや情報交換の場の提供、また各種講座の開催により、保護者が安心して子育てできる環境づくりに寄与することができたと説明を受けました。

その他、子ども子育て事業や子ども医療費助成などの給付事業の説明を受け、質疑に入り、委員から、新婚生活支援補助金事業の成果はとの質疑に、補助額上限60万円で9世帯が利用した。利用者アンケートでは、補助金が新生活に役に立った、結婚が地域から応援されていると実感したなどの感想があり、今後も町の公式LINEや健康づくりセンターなどで周知していくとの答弁でした。

次に、社会教育課です。

歳入歳出それぞれ前年度と比べて19%の増となっております。歳出増の要因は、図書館の改修工事、湿原の橋梁点検、美術館の屋上防水改修工事、スポーツセンターのキュービクル工事などです。

コミュニティ助成事業補助金は、山下地区と馬場原地区公民館に補助。

保健体育総務費、旅費は、2027年に本県で開催されます国民スポーツ大会の視察として、佐賀県と鹿児島県に視察を実施。

一般文化財保護費は、国指定に向けて令和2年度から4年間、高鍋神楽の記録作成調査を実施し、調査最終年度である令和5年度は、集大成として高鍋神楽調査報告書を刊行いたしました。

図書館機械室等改修工事は、機械室や倉庫を改修し、新たに多目的室や学習室を整備しました。以前から要望のありました学習室が整備され、小学生から一般の方まで幅広く利用され、大変好評を得ていると説明を受け、質疑に入り、委員から高鍋神楽について、今回調査報告を作成したことで国指定になる可能性は上がったのかとの質疑に、国指定を受けるに当たって調査報告書の作成が条件なので、スタートラインに立てた、一歩前進したとは思っているとの答弁でした。また、財源が限られている中、今後、老朽化していく施設改修についてどのように考えているのかとの質疑には、利用者のために施設はあるべきだと思っている、快適に利用できる環境の整備のため、しっかりと財政サイドと話し合いながら、改修等を考えてまいりたいとのことでした。

次に、会計課です。

歳入、総務管理費委託金は、県証紙売渡額の3.3%に相当する額を手数料収入として受け入れたもの。

歳出、役務費は、窓口収納、口座振替件数の減少による減額。

その他手数料等の説明を受け、質疑はありませんでした。

次に、議会事務局です。

令和5年度は、タブレットを導入したことにより、端末の購入費、Wi-Fi通信料、ペーパーレス会議システム等手数料、使用料が増加。議会出席者全員がタブレットパソコンを活用することで、議案の説明審議をタブレット上で行うことができ、今まで紙で配付していた議案及び説明資料等の配付を廃止、紙の使用削減を図ることができたと説明を受け、質疑に入り、委員から、議会のペーパーレス化について、印刷費用が約104万円削減になったということだが、職員の業務負担について変化はあったのかとの質疑に、事務局もだが、執行部も作業の効率化が図られ、効果があったものと考えたとの答弁でした。

次に、監査委員です。

歳出、監査委員費は、監査員2名、事務局委員の報酬等です。

質疑に入り、質疑を求めましたが、質疑はありませんでした。

最後に、教育総務課です。

歳出、教育振興費の増の要因は、教育支援センター指導員3名増に伴う報酬及び期末手当等の増、児童生徒用タブレットの修理代、AI型学習ドリル、キュビナの導入手数料、中学生海外短期留学派遣事業委託料、学習用タブレット1,674台のクラウド型フィルターの使用量などと説明。

東小に係る経費の増は、第1棟の防音機能復旧工事、運動場北側ブロック塀改修工事、電力用ケーブル引込柱撤去、復旧工事の実施等によるもの。

西中学校については、西小学校から車椅子を利用している生徒が進学するに当たり、対象生徒が移動すると見込まれる範囲の改修工事及び浄化槽改修工事の附属施設工事などの増です。

給食センター費は、物価高騰対策として実施した学校給食食材購入補助金や共同調理場敷地と周辺道路との高低差を解消するための工事实施設計業務委託等を実施したことなどによる増であると説明を受け、質疑に入り、委員から、小中学校の空調、トイレの改修はあとどれくらい残っているのかとの質疑に、トイレに関しては令和5年度で終了、空調工事は令和11年度をめどに防衛省と補助金などについて話し合いを進めているとの答弁で、4校の長寿命化改修工事の計画については、中学校に関しては、小学校が終わった後の20年後のことなので、今どの計画で行うとまでは言えないが、小学校は工事期間20年、3分の1補助で工事費は約37億円の予定であるとの答弁でした。質疑は終了し、討論を求めたところ、反対討論があり、認定第1号については、賛成多数で認定すべきものと決しました。

以上、認定第1号令和5年度高鍋町一般会計歳入歳出決算についての審査の経過及び結

果の報告を終わります。

○議長（永友 良和） 以上で、委員長報告を終わります。

質疑については、議長を除く全議員構成の特別委員会でありますので、省略いたします。
これから討論を行います。

まず、決算に反対者の発言をお願いします。13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。認定第1号令和5年度高鍋町一般会計歳入歳出決算については、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

まず、歳入の財産収入、財産貸付収入、土地建物貸付収入の中の11万4,771円は、商工会議所が町有地に商工会館を建設した借地料の年間金額です。高鍋町の駐車場である行政財産を普通財産に用途変更して、固定資産税相当額という安い価格で貸し付けることは、商工会議所への利益供与、便宜供与になると考えます。そのため、認められません。

続いて総務費、財産管理費、借上料、商工会館借上料の892万7,160円は、教育委員会が商工会館に入居する家賃月額74万円の1年分の費用です。町有地は固定資産税相当額の格安の月額約1万円で貸し出し、家賃は74万円という破格の金額で30年間、合計2億6,700万円も払い、その上令和5年度には教育委員会旧庁舎の解体工事費として2,570万円の支出がありました。高鍋町が商工会館建設に関して支払われる金額は、警備費用やキャリア教育支援センターの費用や家賃を合わせると30年間で商工会館建設費用の総額3億5,000万円を超えてしまいます。高鍋町教育委員会は商工会館の半分の面積しか使用していません。そのようなことでは高鍋町が商工会議所に商工会館を建ててやるようなものです。そのため商工会議所に払う教育委員会の家賃月額74万円は、半額にするのが相当と考えます。

ほかに商工費、高鍋町観光協会補助金870万円は、事業の費用対効果が証明できません。それに、今回の一般質問の町長答弁の中で、高鍋町観光協会は、議員の誹謗中傷の嘘の情報を旬刊新聞に流す不適切な団体体質ということが分かりました。そのため公的な補助金の交付は打ち切るべきと考えます。

地方財政法4条1項に地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要かつ最小限を超えてこれを支出してはならないとあります。商工会館の家賃支出や観光協会の補助行為は、地方財政法に抵触すると考えます。そのため町長は地方公共団体の基本的な考え方にしたがって、もう一度高鍋町の財政支出を見直すべきと考えます。

以上のことから、黒木町長にこれらの是正を求め、認定第1号令和5年度高鍋町一般会計歳入歳出決算については反対といたします。

以上です。

○議長（永友 良和） 次に、決算に賛成者の発言を求めます。1番、日高正則議員。

○1番（日高 正則君） 1番、日高正則。認定第1号令和5年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について賛成の立場で討論を行います。

令和5年度の取組事業で、①高鍋神楽記録作成調査事業で、その集大成として高鍋神楽

調査報告書を発行したこと。②キッズ健幸アンバサダー事業で、児童やその家族、親族を中心に運動未実施層の運動実施につなげることができたこと。③外国語指導助手派遣事業で、1年を通じて事業を補助する外国語指導助手ALTを東区、西区に1名ずつ配置し、児童生徒の英語発音や国際理解教育の向上を図ったこと。④移住定住促進事業で、移住相談件数及び空き家バンクリフォームを増加しており、事業の成果が現れている。⑤子ども医療費助成事業で、高校生までに拡充したことで好意的な評価をいただいている。⑥町債の残高が令和4年度から減少しています。財政運営にも努力されている。

以上のようなことから、令和5年度における一般会計歳入歳出決算につきましての認定に賛成し、賛成討論を終了いたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論ありませんか。8番、田中義基議員。

○8番（田中 義基君） 8番。賛成の立場で討論に参加させていただきます。

令和5年度一般会計歳入歳出決算は、監査委員の意見書にもありましたが、固定資産税やふるさと納税寄附金の増等があったものの、結果、地方交付税の減などもあり、歳入歳出ともに減となっています。主要財政指標の数値を見ますと、数点については悪化をしておりますが、今のところ数字上の財政健全性はおおむね保たれているとの見方ではあります。

高鍋町には限りませんが、今後の市町村の財政をめぐる状況は、少子化、高齢化への対策や支援などがより必要となり、扶助費はますます増大していくものと判断されています。

公共施設の長寿命化対策による大型維持補修事業への財源確保という大きな課題もありますし、災害などへの備えも不可欠で、ますます財政需要は拡大していくと予測されています。このような状況の中、今の職場環境は、職員が担う業務の種類が細分化し複雑化し、その量も本当に大きくなってきております。それでも本町職員の皆さんは、人員不足を感じながらも、少人数で潤沢な財源があるわけではないにもかかわらず、業務の取捨選択に知恵を絞り、創意工夫を凝らしながら、主要な施策の成果報告書に記載がありますように、それぞれの目標ごとのその施策をなんとか遂行してこられました。毎年のことながら大変な労力が必要であったことを思いますと本当に頭が下がります。御苦労さまでございます。

今後も事業の優先順位や事業効果を精査し、一層の工夫での取組をお願いしておきたいと同時に、執行部に対しましては、職員の配置には併任兼務でしのぐのではなく、適材適所の必要な人員の採用配置を行って、職員の力を十分発揮できる環境を整えていただくことをお願いしておきたいと思います。

今後も、町民の福祉向上と町政の発展に向けて、全職員一丸となって取り組んでいただけるであろうことの期待を込めまして、この場の令和5年度一般会計歳入歳出決算認定に對しての賛成の立場での討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから認定第1号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立多数と認めます。したがって、認定第1号令和5年度高鍋町一般会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第2. 議案第50号

日程第3. 議案第51号

日程第4. 認定第2号

日程第5. 認定第3号

日程第6. 認定第4号

日程第7. 認定第5号

日程第8. 認定第6号

日程第9. 認定第7号

日程第10. 認定第8号

日程第11. 認定第9号

○議長（永友 良和） 日程第2、議案第50号令和5年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてから日程第11、認定第9号令和5年度高鍋町下水道事業会計決算についてまで、以上10件を議題といたします。

本件は一般会計審査及び特別会計等決算審査並びに特別会計等予算及び条例審査特別会計委員会に付託されておりましたので、特別委員会委員長の議案審査結果報告を求めます。委員長、古川誠議員。

○一般会計決算審査及び特別会計等決算審査並びに特別会計等予算及び条例審査特別委員会委員長（古川 誠君） 15番。引き続き、付託されました議案の審査の経過及び結果の報告を行います。

まず、議案第50号令和5年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてです。

当年度純利益357万5,026円全額を建設改良積立金に積み立てるものと説明を受け、質疑を求めましたが質疑はなく、討論を求めましたが討論はなく、議案第50号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第51号令和5年度高鍋町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてです。

当年度純利益2,268万8,272円全額を減債積立金に積み立てるものと説明を受け、質疑を求めましたが質疑はなく、討論を求めましたが討論はなく、議案第51号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、認定第2号令和5年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてです。

まず、決算の概要について説明を受け、歳入は前年度比4.75%減、歳出は3.4%の減となっております。

国民健康保険税は、保険税率引上げにより増、令和5年度の特定検診の受診者数は、速報値で44.8%、前年度比3.5ポイントの増で、県平均の39.0%を上回っております。

その他、特定保健指導、検診受診率向上を目的としたインセンティブ事業、生活習慣病、重症化予防対策などの説明を受け、質疑に入り、委員から、第三者行為求償事務手数料が増加しているが、件数が増えたのかとの質疑に、件数が増えたわけではなく、令和5年度は大きな事故による納付金収入があったため、求償割額に基づいて手数料が増えたとの答弁でした。

質疑を終了し、討論を求めましたが討論はなく、認定第2号については、賛成全員で認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号令和5年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてです。

まず、決算の概要について説明を受け、歳入歳出ともに、前年度比3.55%の増となっております。後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者の増に伴い、全ての負担金が増、健康診査受診者数は増加しております。

説明を終了し、質疑を求めましたが質疑はなく、討論を求めましたが討論はなく、認定第3号は賛成全員で認定すべきものと決しました。

次に、認定第4号令和5年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算についてです。

歳入は新富町、木城町の負担金等。

歳出は、審査会事務局の運営経費です。

質疑に入り委員から、委員の報酬費が前年度と比べて増えた理由はとの質疑に、令和4年度はコロナ禍により介護認定審査会の委員の欠席が多かったためとの答弁でした。

質疑を終了し、討論を求めましたが討論はなく、認定第4号は、賛成全員で認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号令和5年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算についてです。

まず、決算の概要について説明を受け、歳入は前年度比0.28%の減、歳出は0.8%の減となっております。

一般管理費は、令和6年度の制度改正及び第9期の介護保険事業計画に対応するためのシステム改修等により増。

介護予防一体的実施事業費は、いきいき100歳体操などの通いの場でのフレイルチェックの実施や、栄養等の健康教育のほか、健康状態が不明な高齢者宅を訪問しての状態把握や、受診勧奨等を行っております。

説明を終了し、委員から、成年後見人制度利用支援事業で、成年後見人、補佐人等への報酬を助成するとあるが、詳しい説明をとの質疑に、預貯金が少ない方の成年後見人等か

ら申請があり、審査を行った後、対象と認められれば、町から成年後見人へ一部もしくは全額報酬が支払われ、結果、本人の負担は一部もしくは全部がなくなるとの答弁でした。

質疑を終了し、討論を求めましたが討論はなく、認定第5号については、賛成全員で認定すべきものと決しました。

次に、認定第6号令和5年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算についてです。

歳入、雑用水使用量は、雑用水97件、地区外かんがい用水37件分で、歳出は給水に要する費用です。

質疑に入り、委員から、賦課金の徴収状況はとの質疑に、令和5年度は滞納繰越が1件であるとの答弁でした。

質疑を終了し、討論を求めましたが討論はなく、認定第6号は賛成全員で認定すべきものと決しました。

次に、認定第7号令和5年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計歳入歳出についてです。

歳入は、構成市町村からの負担金、一般会計繰入金及び繰越金。

歳出は、3名の審査委員への報酬等で、令和5年度の不服申立て件数は、都農町の1件でした。

質疑を求めましたが質疑はなく、討論を求めましたが討論はなく、認定第7号は、賛成全員で認定すべきものと決しました。

次に、認定第8号令和5年度高鍋町水道事業会計決算についてです。

収益的支出、修繕費は、老瀬・竹鳩浄水場の修繕が主なもので、先延ばしにしていた機器の修繕が多く、次期更新事業までの延命措置として発生したものです。資本的収入は企業債、資本的支出は配管布設工事や高鍋町水道事業浄水基本計画業務委託などです。

委員から、止水栓の取替えはどれぐらい残っているのかとの質疑に、目標を立てて交換しているものではなく、交換の必要性が発生した都度、交換しているとの答弁でした。

質疑を終了し、討論を求めましたが討論はなく、認定第8号は賛成全員で認定すべきものと決しました。

次に、認定第9号令和5年度高鍋町下水道事業会計決算についてです。

収益的支出、修繕費、公共柵設置工事は5件、委託料の主なものは浄化センターの運転管理業務、資本的収入は企業債、他会計負担金、受益者負担金、資本的支出、工事請負費は、2路線の工事や機器の更新等です。

質疑に入り、委員から、令和5年度は受益者負担金の収入が8件あるが、今後の見通しはとの質疑に、新たに大きな宅地造成などがあれば、受益者負担が発生するが、今後は伸びないものと考えているとの答弁でした。

質疑を終了し、討論を求めましたが討論はなく、認定第9号については、賛成全員で認定すべきものと決しました。

以上、議案第50号、51号、認定第2号から9号の審査の経過及び結果の報告を終わります。

○議長（永友 良和） 以上で、委員長報告を終わります。

質疑については、議長を除く全議員構成の特別委員会でありますので、省略いたします。これから討論を行います。

まず、議案第50号令和5年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第50号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第50号令和5年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号令和5年度高鍋町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第51号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第51号令和5年度高鍋町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、認定第2号令和5年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、決算に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第2号を起立によって採決します。本案に対する委員長報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、認定第2号令和5年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきましては、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号令和5年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第3号を起立によって採決します。本案に対する委員長報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、認定第3号令和5年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号令和5年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、決算に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。

これから認定第4号を起立によって採決します。本案に対する委員長報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、認定第4号令和5年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算につきましては、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号令和5年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、決算に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第5号を起立によって採決します。本案に対する委員長報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、認定第5号令和5年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算につきましては、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号令和5年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、決算に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。

これから認定第6号を起立によって採決します。本案に対する委員長報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、認定第6号令和5年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号令和5年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計歳入歳出決算について討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、決算に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第7号を起立によって採決します。本案に対する委員長報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、認定第7号令和5年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計歳入歳出決算につきましては、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第8号令和5年度高鍋町水道事業会計決算について討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、決算に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第8号を起立によって採決します。本案に対する委員長報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、認定第8号令和5年度高鍋町水道事業会計決算については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第9号令和5年度高鍋町下水道事業会計決算について討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、決算に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。

これから認定第9号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、認定第9号令和5年度高鍋町下水道事業会計決算については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

ここでしばらく休憩したいと思います。11時5分から再開いたします。ちょっと短いですが。

午前10時57分休憩

.....

午前11時04分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

.....

日程第12. 議案第52号

日程第13. 議案第54号

日程第14. 議案第55号

○議長（永友 良和） 日程第12、議案第52号町道認定路線の廃止及び町道路線の認定についてから日程第14、議案第55号令和6年度高鍋町一般会計補正予算（第6号）まで、以上3件を議題といたします。

本3件は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の議案審査結果報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。委員長、田中義基議員。

○総務厚生常任委員会委員長（田中 義基君） おはようございます。総務厚生常任委員会委員長報告をさせていただきます。

令和6年第3回定例会におきまして、総務厚生常任委員会に付託されました案件は、議案第55号令和6年度高鍋町一般会計補正予算（第6号）中、関係部分についての1件です。

審査日程は、9月の19日の1日間、委員7名全員出席、説明のための担当課職員、要点筆記に事務局職員出席の下、第3会議室にて審査を行い、執行部から議案、予算書説明資料などを基に説明を受け、委員から多くの質疑がありました。

それでは、審査の経過及び結果の報告を、その特筆すべき要件についてのみ報告をさせていただきます。

まず、地域政策課ですが、移住促進事業として、県及び民間団体が主催する移住相談会、東京、大阪、福岡に参加し、来場者に本町の魅力を伝えることで、移住先として検討いただいている。効果的に情報発信を行い、より多くの移住者獲得につなげるため、事業効果促進に係る消耗品や備品、VRゴーグルやタブレット、カメラなどの購入に係る費用を計上していると説明。

質疑に入り、移住支援金の補助金返還金が発生した理由はとの質疑に、5年以上、町内に居住するという要件を満たされずに、諸事情で転出されたことに係る返還金だとのことです。

次に、健康保険課です。

健康づくりセンター屋内プールの照明器具につきまして、照明が切れ、もしくは切れかけているところが4台ある。施設の照明が水銀灯であるため、修繕するためには器具の交換が必要で、早急な対応が必要であり、その修繕料を計上しているとのこと。また、本年もキッズ健幸アンバサダー事業を実施したいと考え、オリンピック・パラリンピアンによる運動教室を開催することで、運動の大切さを伝え、運動実施を働きかける活動を促す、そのための予算を計上した。

なお、本事業に対し、公益財団法人ライフスポーツ財団から、子ども活動支援金として100万円が支援されとのこと。

質疑に入り、水銀灯の照明器具修繕は4台だけの交換なのか、残りは何台あるのかとの質疑に、今回は不具合のある4台についてLED照明の交換を計画している。全部で16台あるので、順次修繕していくことになるとの答弁。

キッズ健幸アンバサダー事業について、今年はどういう方に講師として来てもらって、どう指導してもらうのかについて、本年度も一般社団法人スマートウエルネスコミュニティ協議会にアスリートとして登録されている方をお願いしたい。この事業、特定の種目を指導するというものではなく、運動の大切さ、運動実施を働きかけることなどを目的にしたものであり、県内では、本町のみ実施の事業とのことでした。

次に、福祉課です。

まず、点訳サークル「おすず」が、お知らせたかなべ、広報たかなべ、議会だよりの点訳の際に使用している、町の備品である点字プリンターの紙送り部分が故障したため、その修繕料を予算計上している。

なお、高鍋町老人福祉館のボランティア室に設置してあるとのこと。

地域活動事業補助金は、町内の私立保育園が行う世代間交流等の事業に対し、上限8万円の補助を行うもので、要望調査を行ったところ、4施設分27万円の実施が見込まれるため、増額計上するものとの説明。

質疑に入り、世代間交流事業の内容はとの質疑に、園児のマーチングの指導講師への謝礼とか、各園での七夕等の諸行事に地域の方を招待または地域行事に参加し、交流する際の経費に補助の申請を予定されているとのこと。

次に、危機管理課です。

消防費の非常備消防費で、消防団員の夜間活動用のヘッドライト110個分の購入費用を予算計上。令和4年度104個に引き続き購入するもので、現団員の全員分となるとのこと。同じく消防費の災害対策費で、印刷製本費として、津波及び洪水ハザードマップをそれぞれ1,000部増刷するための予算を計上。防災士養成事業補助金は、防災士の資格を取得した際の費用を補助するもので、当初予算で10名計上していたが、申込みが15名であったため、残りの5名分を追加で予算計上したもの。今回の15名が防災士の資格を取得すると、町内の防災士は187名となる予定とのことでした。

質疑を求めましたが、質疑はありませんでした。

次に、財政経営課です。

今年度から創設された総務省所管の副業型地域活性化起業人制度を活用し、SDGs推進を目的としたアドバイザーを委嘱するため、町民生活課において所要の予算を計上しているが、特別交付税措置が講じられることから、措置が見込まれる額の計上。

令和5年度決算に係る剰余金のうち、9月補正予算調整に要する分の繰越金の計上と、各事業へ充当するためのそれぞれの町債の増減額を計上。

また、個人の方から学校教育に役立ててほしいとの寄附を頂いたので、教育総務課において、今回の歳入補正予算に計上しているが、寄附金の使途が決まっていないので、一旦、ふるさとづくり金に積み立て、使途が決まったら基金から繰り入れ、当該事業の財源にして充当するとのことでした。

質疑に入り、副業型地域活性化起業人制度について、協定の締結とはとの質疑に、企業とではなく、その企業に所属する個人の方と高鍋町が協定書を事前に結ぶもので、その協定内容に基づいた事業内容とか勤務条件とかでの取扱いとなるもの。その協定要件に、ウェブ上での業務でもいいのだが、月に最低1日以上は町内に滞在し、勤務してもらうことになっているとのことでした。

次に、総務課です。

4月の人事異動に伴う人件費の過不足調整を行う人事係分の補正のほか、これまでネットにつながっていない古いパソコンを使用しているわかば保育園職員にも、ネット環境の整ったノートパソコンを1人ずつ配置することで、デジタルやITを活用した業務の効率化を図って、保育サービスの充実化を図ってもらうために必要となるLANケーブル設置手数料などを、今回、補正計上したとのこと。

また、2025年度末までに、全ての自治体が住民基本台帳、国民年金、介護保険など標準化対象の20業務を、ガバメントクラウド上にあるアプリケーションに移行することが求められているが、本町では、総合行政ネットワーク（LGWAN）を経由してガバメントクラウドに接続することとしており、そこへの接続機能が追加された第5次LGWANが今年11月から運用されることに伴い、必要となる回線の初期設定費用及び回線利用料を補正したとのこと。

そして、これまで役場においては、ワードやエクセルといった機能を持つオフィスソフトは端末ごとに買い切り版ライセンスを使用していたが、現在は定期的にインターネットに接続して認証を行うデジタルアタッチ版のみとなっているため、当町のインターネットを介していないLGWAN環境下では認証を行うことが不可能となった。

一方、マイクロソフト365についても、インターネット接続によるライセンス認証が必要なのだが、こちらはLGWAN環境下にあっても、地方公共団体情報システム機構が提供する自治体情報セキュリティ向上プラットフォームを通じて認証を行うことが可能となっている。そこで、今回、導入するパソコン109台は、マイクロソフト365に切り替えることとなり、その所要の経費の補正を計上したとのことでした。

質疑に入り、11月から標準化対象の20業務をガバメントクラウド上にあるアプリケーションに移行して業務遂行するようだが、職員やお客様に戸惑いなどは発生しないのかとの質疑に、一挙にではなく徐々に移行していくことになるもので、混乱などは生じずにサービスが行えると判断をしている。11月は、接続の初期設定が始まるのであって、標準化した業務への移行が終わるのは、令和7年度末を設定しているとの答弁でした。

次に、町民生活課です。

昨年度、担当職員が廃止され、SDGsに関連する事業を横断的な取組として進めていくために、関連事業の洗い出しや事業内容のヒアリングを実施、SDGsに資する取組を整理してきた。今回、取りまとめた各事業の実施に当たり、国の制度や民間活力等の活用も視野に入れながら、本町でのSDGs普及啓発などを進める専門的な知見を有するアドバイザーとして外部人材を起用するための経費を計上したと説明。

そのほか、海岸清掃ボランティアなどにより回収される海岸漂着ごみのうち、西都児湯クリーンセンターへの直接搬入が困難な海岸漂着物を産業廃棄物として処分するための費用も計上したとのこと。

質疑に入り、海洋廃棄物を入れたフレコン、現在34袋あるとのことだが、全て処分するのかとの質疑に、スペース確保の意味もあるので、全てではなく20袋ほどの処分を予

定しているとのこと。

最終処分場の薬液注入ポンプのオーバーホールとのことだが、この処分場からの浸出水について、いまだにペーハーの異常が続いている状態なのかの質疑について、常に異常ということではなく、排出基準値以内に調整するための薬液注入なので、浸出水がある以上は調整していくことが必要だと考えるとの答弁でした。

SDGｓ推進費だが、協定を結ぶ予定のアドバイザーは見つかっているのか、その仕事の内容はとの質疑に、総務省の地域人材ネットワークに登録されている方と話を進めており、予算化を前提に内諾を得ている。業務内容は、本町でのSDGｓに資する事業の推進のために、国の補助であったり、民間の資金や活力を活用していくためにアドバイスを頂くことになる。SDGｓ普及啓発活動などにも関わっていただく予定との答弁でした。

税務課ですが、任用している会計年度任用職員1名に関する予算を総務課予算で対応することになったため、減額補正をするとのことでした。質疑を求めましたが、質疑はありませんでした。

次に、議会事務局監査委員です。

備品購入費として、会議室等で活用する集音マイクとマイクスピーカーセットの購入予算の計上、また、監査ヒアリング等で活用しているICレコーダーの故障のため、その買換え費用の計上とのことでした。

質疑に入り、録音機との接続は可能なのかとの質疑に、録音装置とマイクスピーカーがケーブルで接続されているので、より明瞭に録音できることになるとのことでした。

これで質疑を終了し、まとめに入り、討論を求めましたが、討論はなく、採決に移り、議案第55号令和6年度高鍋町一般会計補正予算（第6号）中の総務厚生常任委員会関係部分について、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、総務厚生常任委員会に付託されました、議案の審査経過と結果の報告を終わります。

○議長（永友 良和） これから質疑を行います。議案第55号令和6年度高鍋町一般会計補正予算（第6号）中、関係部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、総務厚生常……、すみません、田中議員、お席のほうに、すみません。

以上で、総務厚生常任委員長報告に対する質疑を終わります。

続いて、文教産業建設常任委員長の報告を求めます。

本報告につきましては、本日、委員長が欠席でありますので、副委員長が行います。副委員長、加藤秀文議員。

○文教産業建設常任委員会副委員長（加藤 秀文君） それでは、文教産業建設常任委員会委員長報告を行います。

令和6年第3回定例会において、文教産業建設常任委員会に付託された議案は、議案第

5 2 号町道認定路線の廃止及び町道路線の認定について、議案第 5 4 号高鍋町手数料徴収条例の一部改正について、議案第 5 5 号令和 6 年度高鍋町一般会計補正予算（第 6 号）中、関係部分についての以上 3 件です。

審査の経緯と結果の御報告をいたします。

場所は第 1 会議室、審査日程は 9 月 1 9 日の 1 日間です。議員は 7 名中欠席 1 名、計 6 名、執行部は課長以下担当職員全員、議会事務局職員 1 名参加の下、行いました。

報告するのは、説明内容全てではなく、要点のみ報告いたします。また、報告順序は議案順どおり行います。

審査報告に当たって、委員からの質疑は多数あり、一部の質疑にとどめることを御容赦願います。

まず最初に、議案第 5 2 号町道認定路線の廃止及び町道路線の認定について。

町道大峯村（6）線は中鶴地区にある町道で、隣接する土地を民間で分譲盛土した際に、終点位置の道路付け替えを行ったほうが車両の出入りがしやすい道路になる。その際、町道の終点の位置が変わるため、町道を廃止し、新規認定を行うものと説明がありました。

説明が終わり、質疑を求めましたが質疑はなく、討論はないかと求めましたが討論もなく、よって、議案第 5 2 号については賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第 5 4 号高鍋町手数料徴収条例の一部改正について。

1 0 月 1 日から駅前駐車場使用料が無料となるため、高鍋町手数料条例の別表にある、高鍋町自動車等駐車場定期駐車券再発行手数料 1 件 6 0 0 円の項目を削除するものと説明がありました。

説明が終わり、質疑を求めましたが質疑はなく、討論はないかと求めましたが討論もなく、よって、議案第 5 4 号については賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第 5 5 号令和 6 年度高鍋町一般会計補正予算（第 6 号）中、関係部分について、上下水道課からです。

上下水道課では、下水道の歳出のみとなります。補正の内容としては、当初の予算の減額で、下水道事業特別会計繰越金の確定に伴う繰出金の調整について、浄化センターの機器更新工事に伴い、必要となる経費を相殺して減額補正するものと説明がありました。

次に、教育総務課です。

教育総務課では、歳入では、学校教育のために使ってほしいとして寄附の申出があり補正計上するもの。歳出では、教育振興費、小学校社会科副読本編集委員会謝礼、これは社会科副読本編集委員会の委員が決定したことにより謝礼を計上するもの。

次に、学校管理費、東小学校費では、現在 4 名の学校生活支援員がおり、支援を要する児童への対応を行っているが、4 名体制では支援に苦慮しており、支援員を新たに 1 名雇用するための増額するもの。また、東小学校第 3 棟、玄関部屋根改修工事において、詳細見積りを依頼したところ、雨漏り箇所が多く、老朽化による鋼材腐食も激しいことが確認されたため、全撤去、新設が必要となり、当初予算で計上していた改修工事に係る予算を

減額し、新設するための建築確認手数料及び工事設計委託料を計上するもの。東中学校費では、体育館渡り廊下改修工事において、新設するための建築確認申請手数料及び工事設計委託料を計上するものとの説明がありました。

説明が終了し、質疑を求めたところ、委員より、社会科副読本とはどんなものかとの質疑に、高鍋町の歴史や自然、生活様式や町で働く人々のことなどをまとめた本であるとの答弁でした。

東小学校・中学校の老朽化に伴う工事について、危険性・緊急性はないのかとの質疑に、学校とも話し合い、補強などを行い、危険防止対策を行っているとの答弁でした。工事は今年度行われるのかとの質疑に、令和7年度に実施するとの答弁でした。

次に、社会教育課です。

社会教育課では、まず公民館費、中央公民館の屋内消火栓用非常用発電設備を修繕するため補正計上するもの。一般文化財保護費では、東光寺・鬼ヶ久保線改良工事に伴う遺跡確認調査が必要となり、掘削作業を行う重機材、作業手数料の不足が見込まれるため補正計上するもの。高鍋湿原費では、令和5年2月の火災により消失した西部湿原の遊歩道設置工事費を補正するもので、来場者が快適に散策できるようにするため補正計上するものです。

歳入では、教育寄附金で歴史に関する紙芝居作成のための寄附金があり、秋月種茂公の紙芝居を制作するとのことでした。

そのほか、関連する歳入の説明がありました。

説明が終了し、質疑を求めたところ、委員より、中央公民館の屋内消火栓用非常用発電設備は設置の義務があるのかとの質疑に、消防法により設置義務があるとの答弁でした。

高鍋湿原の遊歩道は依然と同じルートになるのか、また、来場者に支障はないのかとの質疑に、依然より若干短くなるが支障はないと考えるとの答弁。

次に、建設管理課です。

建設管理課では、耐震改良改修促進計画改定業務委託は、建築物耐震改修等事業補助金を活用するために、対象家屋の再抽出及び追加項目があることから業務を委託するもの。自動車等駐車場管理費は、街灯及び駐輪場の屋根の修繕を計上。道路維持費は、町道の道路維持に係る樹木伐採を3路線、町単独道路改良費は2路線、住宅管理費は、舞鶴団地D棟・E棟の工事設計委託及び改修工事で、人件費高騰などに伴う経費を計上するものとの説明がありました。

説明が終わり、質疑を求めたところ、委員より、道路整備の要件は住民よりいつ要望されたものかとの質疑に、1つの路線は2年前、もう1つの路線は7年から8年前に要望されたものとの答弁でした。

自動車等駐車場管理費では、街路灯は電源なのか、ソーラー発電なのかとの質疑に、場所により塩害などの被害を受けることが予想されるため電源だとの答弁でした。

次に、農業政策課です。

農業政策課では、歳入は、農林水産施設災害復旧費分担金農業費補助金です。

歳出、農地費では、下永谷地区土地改良財産改修では、平成17年に県から高鍋町に贈与された排水路ですが、大雨の際に上流の開渠部分から流れ込んだ雑木などが下流の暗渠部分に詰まり、擁壁が破損したことにより修繕するもの。土地改良施設維持管理適正化事業では、施工箇所を変更したことによる町負担金の減額です。農政企画費では、農業後継者親元就農支援事業補助金です。認定農業者・予定者が親元就農し、補助金の申請が1件あったため追加するもの。施設園芸助成事業補助金では、認定新規就農者が計画より1年早くハウスを新設することとなり、補助金を交付するもの。この親元就農支援、施設園芸助成の2つの補助事業については町単独事業、高鍋町魅力ある農業教育推進協議会補助金については、高鍋農業高校の持つ魅力・ポテンシャルを十分に発揮するため、地元の農産物の活用、農家からの学びを生かした農業教育を推進することを目的とするもの。高鍋町環境保全型農業直接支払交付金では、自然環境の保全に資する生産方式を導入した農業生産活動を推進するため、追加的なコストを国が支援するもの。新規事業、農地利用効率化等支援事業補助金では、地域の農地をどのように活用していくか、地域の協議の場を経て地域計画を作成することが法定化され、その地域の担い手となる農業者が経営改善に取り組む場合、必要な農業用機械・施設の導入を支援するものという制度です。

今回、ゴボウ、カンショなど露地野菜を栽培する経営体がロータリーアタッチメントとゴボウの選果機を、お茶を栽培する経営体が茶の摘採機及び生茶受入れコンテナ及びベルトコンベアー等を導入するもので、財源は全て国費です。農業用施設災害復旧費では、中尾地区排水路改修工事です。一ツ瀬工事改良事業で整備した農業用排水路は、大雨で排水路周辺の土が流され、勾配が取れずに水が流れないため、排水路の布設替えを行うもの。原材料として、宮崎県高鍋土木事務所が所有する排水路製品の提供を受けて、事業費の削減を図っているとの説明がありました。

説明が終了し、質疑を求めたところ、委員より、親元就農による認定農業者は単身者100万円、夫婦の場合は150万円なのかとの質疑に、金額については、そのとおり補助を受けるとの答弁でした。

次に、宮崎県未来へつながる地域づくり協創支援事業補助金は、今後も県からの補助金はあるのかの質疑に、今までは助走事業だったが、ステップアップしたため、今後も3年間補助されるとの答弁でした。

次に、地域政策課です。

地域政策課では、商工業振興費、企業立地奨励設置に伴う費用、報償費は、雇用促進奨励金120万円を計上、企業立地奨励制度の指定事業者である有限会社たかなべギョーザの町内新規雇用に対する奨励金です。交付対象となる新規雇用者数については5人、事業を開始した日から1年を経過した日において、雇用されている新規雇用者に30万円を乗じた額、150万円が支給額ですが、予算残が30万円あったため、差し引き計上。

次に、負担金補助及び交付金で、企業立地補助金2,673万円を計上しています。交

付先は有限会社たかなべギョーザです。令和5年3月の工事新設以後、条例の規定する交付要件を満たしたことから今回補正するもので、対象となる設備投資額は合計で8,912万2,386円となっており、補助対象設備投資額に30%を乗じた額が2,673万6,715円となることから、1万円未満を切り捨て、2,673万円での算定となります。

次に、商工費の備品購入です。小丸河畔運動公園野球場に設置するピッチングマシン一式の購入費用153万円を計上し、スポーツキャンプにおける練習環境の充実を目的とし、県の令和6年度市町村スポーツ施設等整備強化事業費補助金の活用を予定しています。

ピッチングマシンは現在、屋内多目的施設、MASUDAスタジアムにそれぞれ1台ずつ設置されていますが、いずれも老朽化が進み、いつ故障してもおかしくない状況にあるため、当該補助金を活用して購入したいと考えます。

なお、購入後の管理は社会教育課が行う予定との説明。

説明が終了し、質疑を求めたところ、委員より、企業立地補助金の見直しはないのかとの質疑に、考えていないとの答弁でした。ピッチングマシンは春季キャンプで使用すると思うが、小中学生は利用できるのかとの質疑に、社会教育課としては可能との答弁でした。

全ての審査が終わり、議案第55号令和6年度高鍋町一般会計補正予算（第6号）中、関係部分について、討論はないかと求めたところ、反対討論があり、賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永友 良和） 以上で、文教産業建設常任委員長の報告を終わります。

これから質疑を行います。

まず、議案第52号町道認定路線の廃止及び町道路線の認定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第54号高鍋町手数料徴収条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第55号令和6年度高鍋町一般会計補正予算（第6号）中、関係部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、文教産業建設常任委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で、各常任委員長報告に対する質疑を全て終わります。

これから1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第52号町道認定路線の廃止及び町道路線の認定について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、議案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。

これから議案第５２号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第５２号町道認定路線の廃止及び町道路線の認定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第５４号高鍋町手数料徴収条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、議案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第５４号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第５４号高鍋町手数料徴収条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第５５号令和６年度高鍋町一般会計補正予算（第６号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。１３番、松岡信博議員。

○１３番（松岡 信博君） 議案第５５号令和６年度一般会計補正予算（第６号）については、反対いたします。

理由は、商工費、負担金及び交付金、企業立地補助金の２,６７３万円と、雇用促進奨励金の１２０万円については、町内事業所への優遇制度ですが、高鍋町や町民にとって明確な費用対効果が示されておりません。

町長答弁にある企業への補助金は、改修を目的としないというのであれば、地方自治法第２条１４項の「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」の法律と、そのほかに、地方自治法第２３２条の２「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」との両法律に抵触する違法行為と考えます。

町長は、地方公共団体の基本的な考え方に従い、もう一度、条例や政策を見直すべきと

考えます。

以上の理由から、企業立地奨励条例の優遇制度の改正を黒木町長に求め、議案第55号令和6年度一般会計補正予算（第6号）については、反対といたします。

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第55号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立多数と認めます。したがって、議案第55号令和6年度高鍋町一般会計補正予算（第6号）については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15. 議案第53号

日程第16. 議案第56号

日程第17. 議案第57号

日程第18. 議案第58号

日程第19. 議案第59号

○議長（永友 良和） 日程第15、議案第53号高鍋町国民健康保険条例の一部改正について及び日程第16、議案第56号から日程第19、議案第59号令和6年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第1号）まで、以上5件を議題といたします。

本件は、一般会計決算審査及び特別会計等決算審査並びに特別会計等予算及び条例審査特別委員会に付託されておりましたので、特別委員会委員長の議案審査結果報告を求めます。委員長、古川誠議員。

○一般会計決算審査及び特別会計等決算審査並びに特別会計等予算及び条例審査特別委員会委員長（古川 誠君） それでは、引き続き、付託されました議案の審査の経過及び結果の報告を行います。

まず、議案第53号高鍋町国民健康保険条例の一部改正についてです。

今回の改正は、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、関係部分について所要の改正を行うものと説明を受け、質疑を求めましたが質疑はなく、討論を求めましたが討論はなく、議案第53号については賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号令和6年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）です。

今回の補正は、職員の人事異動に伴う人件費の調整です。

説明を終了し、質疑を求めましたが質疑はなく、討論を求めましたが討論はなく、議案第56号については賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第57号令和6年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）です。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に変更はなく、令和5年度の事業費確定に伴い、歳

入の費目間で財源更正を行うものと説明、質疑を求めましたが質疑はなく、討論を求めましたが討論はなく、議案第５７号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第５８号令和６年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第１号）です。

今回の補正は、職員の人事異動に伴う人件費の調整、認知症の方で要支援認定は比較的少ないため、介護保険計画に基づく当初予算の積算が少額であったことから、地域密着型介護予防サービス給付費を増額補正するものです。

その他、積立金、返還金、繰出金等の説明を受け、質疑を求めましたが質疑はなく、討論を求めましたが討論はなく、議案第５８号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第５９号令和６年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第１号）です。

今回の補正は、令和５年度の事業確定に伴う一般会計からの繰入金の減額調整と浄化センターの機器の更新工事となっております。

質疑に入り、委員から、今回、更新する汚泥脱水機の耐久年数はとの質疑に、浄水センターを新設して２７年がたつが、初めての交換。本来は１５年程度での更新となるが、定期的に分解清掃するなど、管理が行き届いていることで、これだけ長く使えたとの答弁でした。

質疑を終了し、討論を求めましたが討論はなく、議案第５９号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、一般会計決算審査及び特別会計等決算審査並びに特別会計等予算及び条例審査特別委員会に付託されました議案の報告を終わります。

○議長（永友 良和） 以上で、委員長報告を終わります。

質疑につきましては、議長を除く全議員構成の特別委員会でありますので、省略いたします。

これから討論を行います。

まず、議案第５３号高鍋町国民健康保険条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第５３号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第５３号高鍋町国民健康保険条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第５６号令和６年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第56号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第56号令和6年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号令和6年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第57号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第57号令和6年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号令和6年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第58号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第58号令和6年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第59号令和6年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第1号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第59号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第59号令和6年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

----- . ----- . -----

日程第20. 議員派遣の件

○議長（永友 良和） 日程第20、議員派遣の件を議題といたします。

本件につきましては、高鍋町議会会議規則第127条の規定により、お手元に配付しました議員派遣のとおり決定したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しました議員派遣のとおり決定いたしました。

----- . ----- . -----

日程第21. 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について

○議長（永友 良和） 日程第21、閉会中における議会広報編集特別委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

----- . ----- . -----

日程第22. 閉会中における議会運営委員会活動について

○議長（永友 良和） 日程第22、閉会中における議会運営委員会の活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会運営委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

日程第 2 3. 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

○議長（永友 良和） 日程第 2 3、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における各委員会、協議会等の諸活動並びに陳情等を認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施を求めることに決定いたしました。

○議長（永友 良和） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

令和 6 年第 3 回高鍋町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時50分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員